

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つ	よし
同	小	林	史	郎
同	大	橋	正	明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 1月 6日に提出された 7監管第 100号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、名古屋市が令和 6年度予算に基づき実施した東区役所整備に係る基本構想策定調査業務（以下「本件業務」という。）に係る公金の支出に関して、違法又は不当な点があるとして、以下のとおり主張し、監査の実施及び必要な是正措置を講ずることを求めるとともに、スポーツ市民局長に対し、本件業務に係る委託契約に基づく支出額（5,409,907円）と同額を名古屋市へ賠償するよう求めるものである。

- (1) 名古屋市は、本件業務に係る委託契約を締結した後、契約変更により委託費を減額し、これに伴い業務内容を変更し、現在の東区役所利用者へのアンケート調査等、基本構想の基礎的資料となる調査項目を削除した。行政施設の基本構想において、現庁舎利用者の利用実態を把握するアンケート調査は不可欠であり、これを欠いたまま構想を策定することは合理性を欠くことになる。それにもかかわらず、名古屋市は契約変更で削除された調査項目の妥当性を検証せず、成果物を受領・放置しており、これは予算執行の適正を欠く「怠る事実」に該当する可能性が高い

- (2) 愛知大学と隣接地住民との間で「半永久的、無償土地利用」を内容とする合意書が存在するとされているが、これは、愛知大学が行政施設の用地として利用可能か否かを左右する極めて重要な資料である。このような内容の合意書が存在する場合、当該土地利用には重大な制約が課され、東区役所移転の前提が根底から崩れる。名古屋市が本件合意書の存在及び内容を十分確認しないまま本件業務を進めたことは、用地適正の検討を欠いたまま公金を支出した点で、財務会計上不当である
- (3) スポーツ市民局長が前記委託に関し、令和 6年 4月 1日に締結した契約を、令和 6年11月29日をもって変更した行為は、変更の内容が正当性、合理性を何ら有しておらず、契約をする本来の行政目的に著しくそぐわないものであり、契約の履行及び管理につき著しく不当かつ違法である
- (4) 前記の契約変更が著しく不当かつ違法であり、市民から根本的に見直すべきであるとの意見が出ているにもかかわらず、是正を放置しているのは、怠る事実として違法である

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関若しくは職員による違法若しくは不当な財務会計行為又は違法若しくは不当に公金の賦課徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求における主張のうち (1) 及び (4) について、請求人は、いずれも怠る事実該当すると主張しているが、地方自治法上、住民監査請求の対象となる怠る事実は、公金の賦課徴収又は財産の管理を怠る事実に限られており、請求人の主張は、これらに該当しないことが明らかである。

なお、(1) について、請求人は、契約変更で削除された調査項目の妥当性を検証せず成果物を受領・放置していることは適正を欠くと主張し、その根拠として、行政施設の基本構想において現庁舎利用者の利用実態を把握するアンケート調査は不可欠であり、これを欠いたまま構想を策定することは合理性を欠くと述べているが、私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。また、(4) について、請求人は、契約変更が著しく不当かつ違法であり、市民から根本的に見直すべきであるとの意見が

出ているにもかかわらず是正を放置していると主張しているが、私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

本請求における主張のうち (2) について、合意書の存在及び内容を十分確認しないまま本件業務を進め公金を支出したことが不当であると主張し、その根拠として、合意書の存在により当該土地利用には重大な制約が課され、東区役所移転の前提が根底から崩れると述べているが、私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

本請求における主張のうち (3) について、請求人は、契約の履行及び管理につき著しく不当かつ違法であると主張し、その根拠として、契約変更の内容が正当性や合理性を何ら有しておらず、契約をする本来の行政目的に著しくそぐわないものであると述べているが、私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)